

一級建築士の懲戒処分の基準の見直しについて（概要）

1 見直しの趣旨

本基準は、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 10 条第 1 項の規定に基づく懲戒処分（以下「処分」という。）を行う場合の基準を定めることにより、一級建築士の行う業務に係る不正行為等に厳正に対処し、建築士の業務の適正を確保することを目的とする。

従来より、処分を行う場合には「建築士の処分等について（通知）」（平成 11 年 12 月 28 日付け建設省住指発第 784 号）で示された処分基準により行ってきたところであるが、今般、「建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律」（平成 18 年法律第 92 号）が公布されたことから、建築士法の改正により新たに設けられた規定に対応した懲戒事由を追加するなど処分基準の見直しを行うこととしたものである。

2 見直しの概要

（1）建築士法改正に伴う懲戒事由の追加

- | | |
|---|----------|
| ・ 構造計算による安全性確認証明書の交付義務違反（第 20 条第 2 項） | 業務停止 3 月 |
| ・ 違反行為の指示等（第 21 条の 3） | 〃 3 月 |
| ・ 信用失墜行為（第 21 条の 4） | 〃 1 月 |
| ・ 建築士が建築士事務所の開設者である場合の年次報告書未提出（第 23 条の 6） | 〃 1 月 |

※なお、法改正により、禁錮以上の刑に処せられた場合には、処分手続を経ず免許が取消されることとなるため（第 9 条）、当該懲戒事由を処分基準から削除する。

（2）処分基準の明確化等

①違反設計行為に係る基準の明確化

- | | |
|---|---------------|
| i) 建築物の倒壊・破損、人の生命・身体への危害の発生に繋がるおそれのある技術基準規定違反の設計等 | 業務停止 6 月～12 月 |
| ii) 上記以外の違反設計 | 〃 3 月（変更なし） |

②その他

「行為の社会的影響」を処分の加重事由とする等基準の適正化を行った。

3 施行期日等

- （1）平成 19 年 6 月 20 日（「建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律」の施行と同日）施行予定。
- （2）「建築士の処分等について（通知）」（平成 11 年 12 月 28 日付け建設省住指発第 784 号）は廃止する。